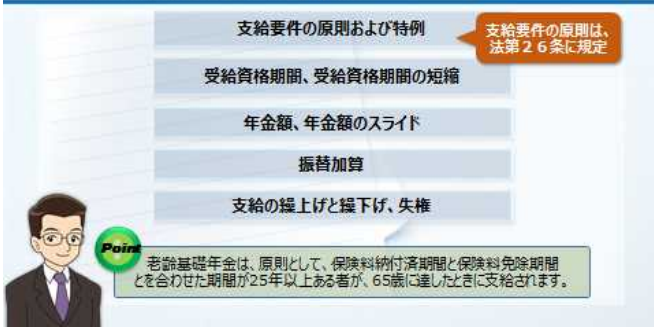


老齢基礎年金の支給要件の原則



【老齢基礎年金の支給要件の原則】

老齢基礎年金の講義では、「支給要件の原則および特例」、「受給資格期間」、「受給資格期間の短縮」、「年金額」、「年金額のスライド」、「振替加算」、「支給の繰上げと繰下げ」および「失権」について学習します。

ダイジェスト講義では、老齢基礎年金の基本的な内容を説明しましたが、今回の講義では、さらに掘り下げた内容を説明します。

では最初に、支給要件の原則から見てみましょう。

老齢基礎年金の支給要件の原則は、法第26条に規定されています。

老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。

保険料納付済期間

保険料納付済期間		
被保険者の種別	保険料納付済期間となるもの	条文
第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)	保険料を全額納付した期間	法第5条第2項 法附則第5条第10項
第2号被保険者	20歳以上60歳未満の期間	法第5条第2項 昭和60年改正法附則第8条第4項
第3号被保険者	第3号被保険者としての被保険者期間	法第5条第2項

・第2号被保険者の20歳未満と60歳以上の期間は、合算対象期間となります。
 ・S36/4/1～S61/3/31までの期間のうち、被用者年金制度加入者の配偶者であった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となります。

【保険料納付済期間】

まず、保険料納付済期間を見てみましょう。

老齢基礎年金の支給要件をみる上で、原則として、保険料納付済期間となるものは、被保険者の種別に応じて3つあります。

第1号被保険者については、任意加入被保険者が保険料を納付した期間を含めて、加入期間のうち国民年金の保険料を全額納付した期間が、保険料納付済期間となります。

第2号被保険者については、原則として、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間となりますが、20歳未満と60歳以上の期間は、合算対象期間となります。

第3号被保険者については、被保険者期間が保険料納付済期間となります。ただし、届出を行った後、保険料納付済期間として認められた期間に限ります。なお、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間のうち、被用者年金制度加入者の配偶者（日本国内に住所を有する者に限る）であった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となります。

保険料免除期間



【保険料免除期間】

次に、保険料免除期間を見てみましょう。

老齢基礎年金の支給要件をみる上で、保険料免除期間となるのは、全額免除期間と4分の3免除期間などの一部免除期間となります。

なお、4分の3免除期間、半額免除期間および4分の1免除期間は、それぞれ免除されない部分の保険料が納付されている場合に限り、保険料免除期間として計算されます。

また、全額免除期間と4分の3免除期間などの一部免除期間は、免除された部分の保険料が追納されたときには保険料納付済期間となりますので、保険料免除期間からは除かれます。

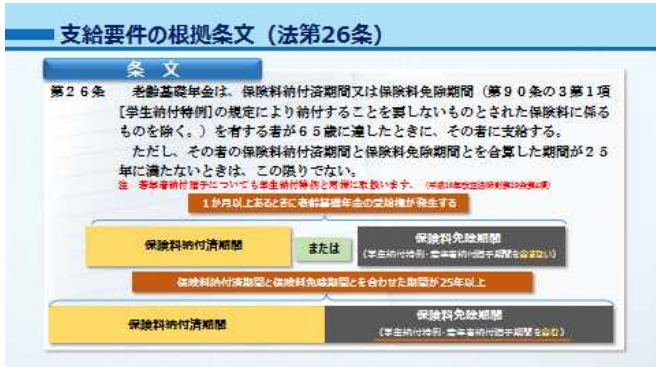


【65歳に達したときとは】

65歳に達したときの定義を見てみましょう。

年齢については出生日から起算し、出生日に相当する日の前日に満了します。このため、65歳の誕生日の前日の終了をもって65歳に達したと解されるので、「65歳に達したとき」とは、「65歳の誕生日の前日」を指します。ほかの条文でも「20歳に達した」あるいは「60歳に達する」などと書かれている場合には、その年齢の「誕生日の前日」を指します。

例えば、4月1日に生まれた者であれば、その者が「65歳に達する」のは、3月31日となることから、受給権発生日は3月31日となります。



【支給要件の根拠条文】

法第26条を詳しく見てみましょう。

国民年金法の用語の定義を規定している法第5条第3項および第4項によると、保険料免除期間には学生納付特例の期間も含まれます。

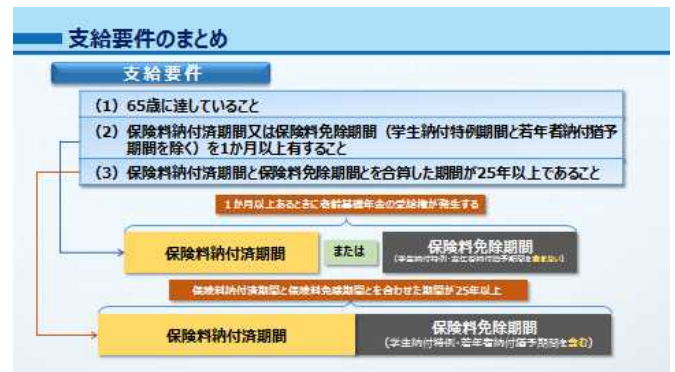
しかし、法第26条第1項の前段の保険料免除期間についての括弧書きに、学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除くと規定されています。また、この条文には直接明記されていませんが、ここでは若年者納付猶予についても学生納付特例と同様に取り扱います。

これは、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間

だけで国民年金の被保険者期間が25年以上となった者が、年金額0円になってしまうことを防ぐために規定されています。そのため「保険料納付済期間」または「学生納付特例と若年者納付猶予に関する免除期間を除いた保険料免除期間」が最低でも1か月以上あるときに、老齡基礎年金の受給権が発生します。

一方で、「後段の但し書きの保険料免除期間」には、学生納付特例および若年者納付猶予に関する前段の括弧書きの記述がありません。したがって、法第5条第3項および第4項における定義に則って、「後段の但し書きの保険料免除期間」には、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間も含まれることとなります。

つまり、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上」であるかの判断をする上では、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間を含めることになるわけです。



【支給要件のまとめ】

ここまでの内容を整理すると、「65歳に達していること」、「保険料納付済期間または学生納付特例期間もしくは若年者納付猶予期間を除いた保険料免除期間が1か月以上あること」、「保険料納付済期間および学生納付特例期間または若年者納付猶予期間を含めた保険料免除期間が25年以上であること」の3つの要件を満たしたときに老齡基礎年金は支給されます。なお、保険料納付済期間は、その納付時期を問わず、受給資格要件に算入されることとなります。



【老齢基礎年金の支給要件の特例】

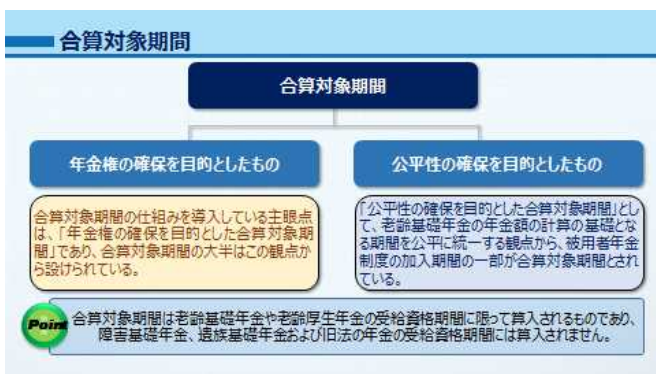
老齢基礎年金の支給要件の特例は、法附則第9条第1項に規定されています。

先程、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすためには、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上あることが必要と説明しました。

法附則第9条第1項で規定する特例は、この期間が25年に満たない場合であっても、「合算対象期間」を含めて25年以上となる場合には、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすとしています。

合算対象期間とは、老齢基礎年金の受給資格期間には含めますが、年金額の計算の基礎に含めない、いわゆる「カラ期間」のことです。

この特例によって、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間が25年以上ある場合には、老齢基礎年金が支給されることになります。



【合算対象期間】

ここで、合算対象期間の基本的な考え方を説明します。個別論点については、次のパートでご紹介します。

合算対象期間は、その性質上「年金権の確保を目的としたもの」および「公平性の確保を目的としたもの」に分類されます。

合算対象期間の仕組みを導入している主眼点は、「年金権の確保を目的とした合算対象期間」であり、合算対象期間の大半はこの観点から設けられたものです。

一方、基礎年金制度は、給付と負担の両面から公平である必要があります。そこで、「公平性の確保を目的とした合算対象期間」として、老齢基礎年金の年金額の計算の基礎となる期間を公平に統一する観点から、被用者年金制度の加入期間の一部が合算対象期間とされています。

なお、合算対象期間は老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給資格期間に限って算入されるものであり、障害基礎年金、遺族基礎年金および旧法の年金の受給資格期間には算入されません。

確認問題

問題1 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満及び60歳以上の期間は、合算対象期間とされる。

解答 ○ (昭和60年改正法附則第8条第4項)

問題2 老齢基礎年金の受給資格期間は、原則として、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間が25年以上あれば満たすこととなる。

解答 ○ (法第26条、法附則第9条)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満及び60歳以上の期間は、合算対象期間とされる。

正解はマルです。

問題2です。

老齢基礎年金の受給資格期間は、原則として、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間が25年以上あれば満たすこととなる。

正解はマルです。



【合算対象期間①（海外在住の日本人）】

まずは、「年金権の確保を目的とした合算対象期間」のうち「国民年金に任意加入できる者が任意加入しなかった期間」について、主なものを説明します。



海外に在住する日本国籍を有する者は、制度が改正されて昭和61年4月1日以後国民年金に任意加入することができるようになりました。

そこで、海外に在住する日本国籍を有する者については、昭和61年4月1日以後で任意加入しなかった期間のうち、20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となります。

また、それ以前の適用除外期間、つまり国民年金に任意加入できなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間のうち、20歳以上60歳未満の期間についても合算対象期間となります。



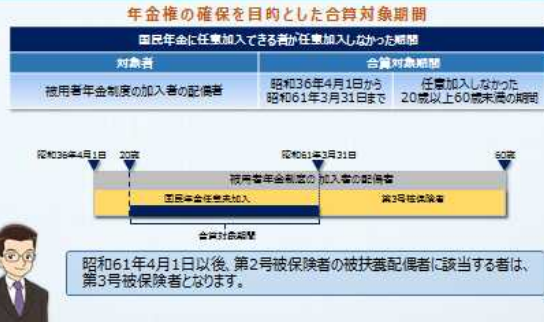
【合算対象期間②（被用者年金各法の老齢・退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者等）】

次に、国民年金では、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間は、被用者年金各法に基づく老齢または退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者は適用除外とされ、国民年金に任意加入できる仕組みをとっていました。



そのため、これらの者のうち、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間で任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となります。被用者年金各法に基づく、老齢または退職給付、障害給付の受給権者の配偶者も同様です。なお、被用者年金各法に基づく老齢または退職給付の受給権者は、昭和61年4月1日以後の期間も、国民年金への加入は任意加入となっています。

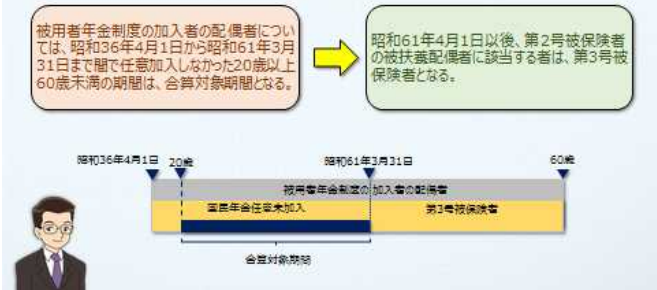
合算対象期間③（被用者年金制度の加入者の配偶者①）



【合算対象期間③（被用者年金制度の加入者の配偶者）】

次は、被用者年金制度の加入者の配偶者です。

合算対象期間③（被用者年金制度の加入者の配偶者②）



昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間は、被用者年金制度の加入者の配偶者も適用除外とされ、国民年金への加入は任意でした。

そのため、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間で任意加入しなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間は、合算対象期間となります。なお、昭和 61 年 4 月 1 日以後、第 2 号被保険者の被扶養配偶者に該当する者は、第 3 号被保険者となります。

合算対象期間④（学生①）



【合算対象期間④（学生）】

学生は、平成 3 年 4 月 1 日から国民年金に強制加入となりました。それ以前は、本人に概ね保険料の負担能力がないことから適用除外とされ、国民年金

への加入は任意でした。

合算対象期間④（学生②）



そのため、昭和 36 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間で任意加入しなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間は、合算対象期間となります。

合算対象期間⑤（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者①）



【合算対象期間⑤（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者）】

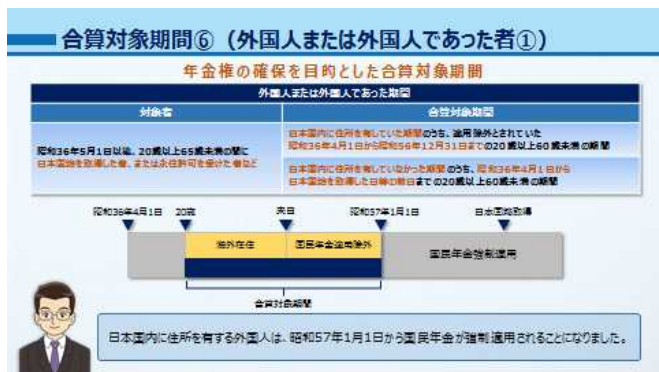
旧厚生年金保険法では、保険料の掛け捨てを防止するため、一定の要件を満たす者に対して、脱退手当金が支給される場合があります。

合算対象期間⑤（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者②）



昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日前に厚生年金保険の脱退手当金を受けた者のその脱退手当金の計算の基礎となった期間は、合算対象期間となります。ただし、合算対象期間となるのは、昭和 61 年 4 月 1 日以

後 65 歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間、または保険料免除期間を有する者に限ります。



【合算対象期間⑥ (外国人または外国人であった者)】

次は、外国人または外国人であった者について見てみましょう。

日本国内に住所を有する外国人は、昭和 57 年 1 月 1 日から国民年金に強制加入となりました。



昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月 31 日までの期間は、日本国籍を有する者以外は国民年金に加入することができませんでした。日本国民でないことにより国民年金に加入できなかった期間は、合算対象期間となります。

具体的には、昭和 36 年 5 月 1 日以後、20 歳に達した日の翌日から 65 歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者、または永住許可を受けた者などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月 31 日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間が合算対象期間となります。また、中高齢となつてから日本国内に住所を有することになった者の場合を考慮して、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から日本国籍を取得した日等の前

日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間も合算対象期間となります。



【合算対象期間⑦ (任意加入未納期間)】

次は、任意加入未納期間です。

任意加入未納期間は、年金機能強化法に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から、合算対象期間に算入されることになりました。

従来は、任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間は未納期間とされ、受給資格期間に算入されませんでした。

合算対象期間に算入される任意加入未納期間は、基礎年金制度導入前の被用者年金制度の加入者の配偶者が、国民年金に任意加入したが保険料を納付しなかった期間や、基礎年金制度導入以後の海外居住者が、国民年金に任意加入したが保険料を納付しなかった期間などが該当します。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以前の任意加入未納期間は、平成 26 年 4 月 1 日に合算対象期間に算入されるのであって、過去に遡っては算入されません。

合算対象期間⑧（公平性の確保を目的とした合算対象期間①）



【合算対象期間⑧（公平性の確保を目的とした合算対象期間）】

ここからは、「公平性の確保を目的とした合算対象期間」のうち、主なものを説明いたします。

合算対象期間⑧（公平性の確保を目的とした合算対象期間②）



国民年金の保険料の徴収は昭和 36 年 4 月 1 日に開始され、被保険者の範囲は 20 歳以上 60 歳未満の者とされたことから、老齡基礎年金の額は、すべての人が公平に昭和 36 年 4 月 1 日以後の 20 歳以上 60 歳未満の期間を基礎として、計算されなければなりません。このため、第 2 号被保険者の被保険者期間や被用者年金制度の加入期間を保険料納付済期間に算入する場合は、公平を期すための措置が必要となります。

具体的には、第 2 号被保険者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間となるのは 20 歳以上 60 歳未満の期間に限ることとされているように、被用者年金制度に加入していた期間でも一定の期間は、合算対象期間となります。

第 2 号被保険者としての被保険者期間のうち、合算対象期間となるのは、昭和 61 年 4 月 1 日以後の期間で、20 歳未満と 60 歳以上の期間です。第 2 号被保険者の 20 歳未満と 60 歳以上の期間は、基礎年金拠出金の算定対象に含まれていないことから、この期間を合算対象期間とすることで、費用負担の面での

公平性が図られています。

また、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間で、厚生年金保険や船員保険の被保険者、または共済組合の組合員等であった期間のうち、20 歳未満と 60 歳以上の期間は、合算対象期間となります。

この講義で説明をしたもの以外にも、合算対象期間となるものがありますので、業務支援ツール等により確認しておいてください。

合算対象期間の計算



【合算対象期間の計算】

合算対象期間を計算する場合には、一般の国民年金の被保険者期間の計算の例によることとされています。ただし、一つの月が 2 つ以上の合算対象期間の規定に該当する場合は、最も有利な 1 つの期間が合算対象期間となります。

また、合算対象期間の規定に該当する月が、同時に、保険料納付済期間、または保険料免除期間となっている場合には、合算対象期間となりません。

受給資格期間の短縮① (昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例)

昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例

主年月日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

昭和60年改正法附則第12条第1項第1号、昭和60年改正法附則表第1



【受給資格期間の短縮① (昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例)】

老齡基礎年金の支給を受けるためには、原則として25年以上の受給資格期間を満たすことが必要です。

しかし、一定の要件に該当する者については、生年月日に応じて受給資格期間が短縮される経過措置が講じられています。

最初は、昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例です。国民年金制度が発足した昭和36年4月1日において31歳以上の者、つまり、昭和5年4月1日以前に生まれた者は、60歳までに25年の受給資格期間を満たすことが困難なケースも想定されました。そのため、保険料納付済期間と保険料免除期間および合算対象期間をあわせた期間、つまり、受給資格期間が生年月日に応じて21年から24年以上あれば、老齡基礎年金が支給されます。

受給資格期間の短縮② (被用者年金制度の加入期間の特例)

被用者年金制度の加入期間の特例

主年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

昭和60年改正法附則第12条第1項第2号、第3号、昭和60年改正法附則表第2



【受給資格期間の短縮② (被用者年金制度の加入期間の特例)】

2番目は、被用者年金制度の加入期間の特例です。旧法の被用者年金制度では、原則として、被保険者期間等が20年以上ある場合に老齡・退職年金を支給していました。そこで、旧法の受給資格期間との均衡を図る必要から、新法施行時の昭和61年4月1日において30歳以上の者、すなわち、昭和31年4月1

日以前に生まれた者は、厚生年金保険や船員保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間、私立学校教職員共済法による加入者期間、または、これらの期間を合算した期間、つまり、受給資格期間が生年月日に応じて20年から24年以上あれば、老齡基礎年金が支給されます。

受給資格期間の短縮③ (厚生年金保険の中高齢の特例)

厚生年金保険の中高齢の特例

男子は40歳、女子は35歳以後の厚生年金保険の被保険者期間が、主年月日に応じて15年から19年以上あれば、老齡基礎年金が支給されます。

ただし、その期間のうち7年6月以上は、第4種被保険者、または船員任業特例被保険者としての被保険者期間以外の期間であることが必要です。

主年月日	受給資格期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

昭和60年改正法附則第12条第1項第4号、第5号、昭和60年改正法附則表第3



【受給資格期間の短縮③ (厚生年金保険の中高齢の特例)】

3番目は、厚生年金保険の中高齢の特例です。旧厚生年金保険法では、中高齢になってから被保険者となった者は受給資格期間を満たすことが困難であることから、男子については40歳以後の被保険者期間、女子については35歳以後の被保険者期間が15年以上あれば老齡年金を支給していました。

図表のとおり、厚生年金保険の被保険者期間つまり、受給資格期間が生年月日に応じて15年から19年以上あれば、老齡基礎年金が支給されます。

厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例

第3種被保険者期間の計算

昭和61年4月1日 平成3年4月1日

3分の4倍 5分の6倍 実期間

(昭和60年改正厚生年金保険法附則第47条第2項～第4項、旧厚生年金保険法第19条第3項)

第3種被保険者とは…
坑内員又は船員である厚生年金保険の被保険者のことをいいます。

Point
この特例は、受給資格期間を計算する際の特例であり、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、平成3年4月1日前の期間についても実期間で計算します。

【厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例】

厚生年金保険の第3種被保険者である船員と坑内員であった被保険者期間は、「昭和61年3月31日までの被保険者期間は実期間を3分の4倍する」、「昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの被保険者期間は実期間を5分の6倍する」という特例が設けられています。

なお、第3種被保険者の被保険者期間の特例は受給資格期間を計算する際の特例で、老齢基礎年金の年金額は実期間で計算します。

以上、非常に難しい論点ではありますが、合算対象期間と受給資格期間短縮の特例について説明しました。実務上は、日本年金機構に相談・照会する機会が多いと思われます。しかし、概要を押さえておくことで、日本年金機構職員との対話がスムーズに進むなど役立つことも多いので、余力があれば学習しておいてください。

確認問題

問題1 日本人で昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間で海外に居住していたため適用除外とされていた20歳以上65歳未満の期間は合算対象期間となる。

解答 (昭和60年改正法附則第8条第5項第9号)
20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間となります。

問題2 学生であった期間が合算対象期間とされるのは、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間のうち、任意加入をしなかった20歳以上60歳未満の期間である。

解答 (平成元年改正法附則第4条)
「昭和61年3月31日まで」ではなく「平成3年3月31日まで」の期間です。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

日本人で昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間で海外に居住していたため適用除外とされていた20歳以上65歳未満の期間は合算対象期間となる。

正解はバツです。

20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間となります。

問題2です。

学生であった期間が合算対象期間とされるのは、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間のうち、任意加入をしなかった20歳以上60歳未満の期間である。

正解はバツです。

「昭和61年3月31日まで」ではなく「平成3年3月31日まで」の期間です。